

京都市告示第190号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年6月29日

京都市長 門川大作

道路の種類                   市道  
供用開始の期日               告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
崇仁緯18号線	下京区小稲荷町4番地地先から 同町31番地地先まで	メートル 69.70	メートル 6.00 ~ 10.95
太秦経236号線	右京区太秦中筋町13番地地先から 同町12番地の29地先まで	49.20	6.00 ~ 12.02
桃山経157号線	伏見区桃山与五郎町1番地の618地先から 同町1番地の597地先まで	203.80	6.00 ~ 12.02
淀228号線	伏見区淀木津町186番地の7地先から 同町186番地の4地先まで	59.10	6.00 ~ 12.03

(建設局土木管理部道路明示課)